

平成30年度 第11回 吹田市政策会議概要（案件1）

日 時：平成30年11月7日（水）午後3時30分～午後4時50分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

構成員：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長、
高田市民部長、畑澤都市魅力部長、橋本学校教育部長

所 管：【地域教育部（青少年室）】木戸地域教育部長、落次長、前田室長、西田参事
【地域教育部（少年自然の家）】藤本所長

案 件	吹田市立少年自然の家条例の一部改正について
担当及び関連部局	地域教育部（青少年室、少年自然の家）
<p>【案件概要】 少年自然の家について、青少年の健全育成と全ての世代の心身の健康増進に寄与する施設とするため、次のとおり条例改正をするもの。 ①青少年をはじめ、幼児から高齢者まで市民誰もが使える生涯学習施設へと、設置目的を変更する。 ②民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入する。</p>	
<p>【所管部の考え方】 少年自然の家は、学校及び子供会などを対象とした宿泊可能な社会教育施設として、昭和55年（1980年）に開所し、約40年を経過し、最近では、家族及び少人数グループの利用が利用団体の65%を占めており、自然観察など、プログラムも多様化してきている。このような状況から、青少年をはじめ、市民誰もが使える生涯学習施設へと、設置目的を変更し使用者の範囲を見直そうとするもの。 少年自然の家は直営により管理運営を行っているが、民間のノウハウを活用し、市民サービスの一層の向上、より効果的な設置目的の達成及び効率的な管理を目指して、公募により選定した団体を指定管理者として指定し、使用の許可、使用料の徴収その他の管理運営業務を行わせようとするもの。</p>	
<p>【質疑概要】 質問：平成30年度内に補正予算を計上し、指定管理者候補者選定委員会を1回開催することとなっているが、通常より早く開催し、何を審議してもらうのか。 回答：少年自然の家は、宿泊施設であり、また市外の施設なので、委員の方に施設についてよく知っていただいた上で、募集要項や管理運営基準の作成などについて、審議してもらいたい。そのため、通常より時間をかけた審議を行いたいことから、今年度内に1回目の委員会を開催する。 質問：平成31年度には、委員会は何回開催する予定か。 回答：2回開催する予定である。 質問：施設の改修の予定はあるのか。 回答：平成31年度中に最低限の範囲の工事を行うが、5年間の指定管理期間の中で</p>	

指定管理者の意見も聞きながら改修に取り組みたい。

意見： 少年自然の家は、青少年を対象とする社会教育施設として一定の役割を果たしてきたが、今後、全世代を対象とした生涯学習施設とするのであれば、今ある施設の設置目的を単に変更するのではなく、新たな施設を設置するという視点から、必要性を整理し、設置目的を明確に示すべきである。

指示： 指定管理者制度を導入する目的を整理すること。現在の利用人数などのデータを元に、少年自然の家が今後どういう施設を目指すのかを説明できるようにしておくこと。

【結果】

- ① 少年自然の家の設置目的を変更する理由を、施設の必要性和併せて再度整理すること。
- ② ①に加えて11月定例会で補正予算として提案する緊急性の理由も再度整理し、示すこと。

本案件は条件付きで承認された。上記について整理した上で手続を進めること。